

消防予第 72 号
令和 6 年 3 月 13 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁次長
(公印省略)

畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件の公布について

畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（令和 6 年消防庁告示第 3 号。以下「改正告示」という。）が令和 6 年 3 月 13 日に公布されました。

今回の改正は、農林水産省において、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）の対象となる畜舎等のうち、畜産業用倉庫に保管できる物資として「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」が追加されることを踏まえ、消防法令に定める消防用設備等の技術基準を緩和する特例が適用される畜舎に付随する保管庫に保管できる物資についても同様の取扱いとするため、畜舎等に係る基準の特例の細目（令和 4 年消防庁告示第 2 号。以下「畜舎告示」という。）について所要の改正を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正内容に関する事項

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 32 条の 3 第 2 項第 4 号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものに「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加することとしたこと（改正告示による改正後の畜舎告示第 2 第 3 号関係）。

第二 施行期日に関する事項

公布の日から施行することとしたこと（改正告示附則関係）。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十二条の三第二項第四号の規定に基づき、令和四年消防庁告示第二号（畜舎等に係る基準の特例の細目）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十三日

消防庁長官 原 邦彰

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第二 特例を適用する畜舎等</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 規則第三十二条の三第二項第四号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものは、次のとおりとする。ただし、(一)から(八)までの物資及び(九)の車両を同一の保管庫に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。</p> <p>〔一〕(四) 略</p> <p>〔五〕 鶏卵その他の畜産物又はその加工品</p> <p>〔六〕(九) 略</p> <p>(九)の車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）</p> <p>〔十一〕(九)の車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具</p> <p>〔十二〕(九)の車両にけん引される農業用機械器具</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第二 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 規則第三十二条の三第二項第四号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものは、次のとおりとする。ただし、(一)から(七)までの物資及び(八)の車両を同一の保管庫に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。</p> <p>〔一〕(四) 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔五〕(八) 同上</p> <p>(八)の車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条の四に定める指定数量の五分の一未満のものに限る。）</p> <p>〔十一〕(八)の車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具</p> <p>〔十二〕(八)の車両にけん引される農業用機械器具</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。